

# 第3期岩手県耐震改修促進計画 【概要版】

## 【序章】

### ○ 計画策定の趣旨

- ・全国各地で地震が発生しており、地震による倒壊等の被害から生命や財産を保護するため、継続的に建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図ることを目的として、第3期計画を策定するもの。

### ○ 計画の性格

- ・耐震改修促進法第5条に基づき策定、本県の建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るために指針
- ・いわて県民計画（2019～2028）、岩手県地域防災計画や第2期岩手県国土強靭化地域計画を上位計画とし、岩手県住宅マスターplanなど関係計画と整合・連携を図る計画として位置づけ

### ○ 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

## 【第1章】建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### ○ 現状の課題

- 【住宅】建替え等により耐震化率は上昇したが、住宅所有者の高齢化や費用負担が大きいことなどから補助事業の件数が年々減少。
- 【住宅以外建築物】建築物所有者の意思に左右され、また、耐震診断や改修に要する費用負担等の問題により、計画的な耐震化が進まない。

### ○ 耐震化率の目標

用途等	令和元年度(現状)	令和7年度(目標)
住宅	83.4% (H30)	90%
耐震診断義務付け対象建築物	91.5% (R1)	耐震性が不十分な建築物を概ね解消
公共建築物		
うち公営住宅	100%	100%
うち県営住宅	100%	100%
うち市町村営住宅	100%	100%
うち学校	99.1%	99.7%
うち県立学校	99.1%	100%
うち市町村立学校	99.7%	100%
うち私立学校	90.8%	94.9%
うち病院	75.8%	92.0%
うち県立病院	100%	100%
うち民間等病院	71.1%	90.0%
うち地方公共団体の庁舎	87.6%	95.0%
うち県庁舎	85.7%	90.0%
うち警察庁舎	100%	100%
うち市町村庁舎	85.9%	95.0%

### ○ 耐震診断の目標

用途等	目標
住宅	令和3年度から令和7年度までに5,000戸実施
公共建築物 (公営住宅・学校・病院・庁舎)	令和7年度までに、耐震診断率を100%とする。 (建替えや用途廃止予定を除き残り6棟)

## 【第2章】建築物の耐震診断・改修の促進を図るための施策

### ○ 各主体の役割分担

- |         |  |
|---------|--|
| ・所有者等   | 自ら耐震化に取り組む                             |
| ・県      | 市町村の取組への支援、住民・市町村等への情報提供、県有施設の耐震化の率先実施 |
| ・市町村    | 所有者等への働きかけ、所有者等の取組への支援、市町村有施設の耐震化の率先実施 |
| ・建築関係団体 | 普及・啓発や相談対応                             |

### ○ 県の施策

#### 【方針1】県有施設の耐震診断・耐震改修の率先実施等

- ・県有施設全般…耐震診断促進と計画的な耐震改修
- ・その他…県が指導監督権限を有する施設の耐震化への指導及び適切な支援 等

#### 【方針2】民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり

- ・木造住宅の耐震化への支援の強化
- ・リフォーム事業に併せた耐震改修の促進
- ・木造住宅以外の建築物（要緊急安全確認大規模建築物等）の耐震化への支援 等

#### 【方針3】技術者の育成と安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備

- ・耐震診断士認定制度
- ・耐震改修事業者の育成・情報提供 等

#### 【方針4】耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発

- ・耐震対策推進のための組織づくり
- ・住民への情報提供・耐震対策の普及・啓発 等

#### 【方針5】地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

- ・震災時の拠点となる建築物の機能確保
- ・緊急輸送道路の確保
- ・ブロック塀等の安全対策
- ・窓ガラス・天井・外壁・屋根葺き材等の落下物による安全対策
- ・平成12年6月よりも前に建築された新耐震基準の木造住宅の耐震化等の普及啓発 等

#### 【方針6】大地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物の耐震化の促進

## 【第3章】耐震改修促進法・建築基準法等による指導等の方針

### ○ 既存耐震不適合建築物を耐震化の緊急性がより高いものから分類し、その区分ごとに指導する。

- ① 耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物）
  - ・文書指導、年1回以上の現地指導、耐震診断結果の公表
- ② 重点的対応建築物
  - ・文書指導、2年に1回以上の現地指導、指示対象
- ③ 一般対応建築物
  - ・文書指導
- ④ それ以外の建築物
  - ・必要に応じ指導

## 【第4章】その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

### ○ 市町村が定める耐震改修促進計画

全ての市町村での策定（改定）を目指す。

### ○ 関係団体による協議会等の設置

- ・「岩手県耐震改修促進協議会」  
県・市町村・建築関係団体等の関係者からなる協議会で耐震化を促進
- ・「岩手県耐震改修促進計画フォローアップ委員会」  
県・盛岡市からなる委員会で計画の進捗管理等